

新制度による施設の利用定員（案）

新制度による施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設の利用定員^{※1}の設定について、子ども・子育て支援法に基づき、御意見を伺います。

この法では、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設について、市長の「確認」を受けるとなっており、「確認」では施設の利用定員を定めることとなっております。

また、利用定員を定める際は、審議会の意見を聴くことと定められています。

なお、御審議いただく必要があるのは、確認があったとみなされる施設^{※2}以外となります。今回、御審議いただく施設は、裏面の保育施設です。

※1 利用定員

弾力化を含まない施設の定員

※2 確認があったとみなされる施設

現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設
又は 市町村が実施している家庭的保育事業

参考：法の抜粋

第 31 条第 1 項 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。（各号 略）

第 31 条第 2 項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定教育・保育施設に関する経過措置）

附則第 7 条 この法律の施行の際現に存する（中略）認定こども園（中略）、幼稚園（中略）又は（中略）保育所（中略）については、施行日に、第 27 条第 1 項の確認があったものとみなす。（以下略）

（特定地域型保育事業者に関する経過措置）

附則第 8 条 この法律の施行の際現に（中略）家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第 29 条第 1 項の確認があったものとみなす。（以下略）

対 象 施 設

①保育所

施設名称	認可定員 (予定)	利用定員			
		合計	2号認定 子ども	3号認定子ども	
				満1歳未満	満1歳以上
(仮称)アスク南町保育園	69	69	30	9	30
(仮称)田無ひまわり保育園	84	84	54	6	24

②小規模保育事業

施設名称		認可定員 (予定)	利用定員			
			合計	2号認定 子ども	3号認定子ども	
					満1歳未満	満1歳以上
たけのこ保育園	A型	19	19	—	6	13
Manamana 保育室	A型	10	10	—	3	7
Pocapoca 保育室	A型	7	7	—	2	5
すまいる保育室	A型	10	10	—	3	7
(仮称)ひまわりのおうち	A型	18	18	—	6	12
(仮称)たんぽぽ保育園	B型	19	19	—	6	13